

岡崎市監査委員公告第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 5 項及び第 7 項並びに岡崎市監査基準第 4 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定に基づき実施した公の施設の指定管理者等監査の結果は、別紙のとおりである。

令和 7 年 4 月 30 日

岡崎市監査委員	高	橋	重	長
同	石	川	真	司
同	畑	尻	宣	長
同	杉	浦	久	直

公の施設の指定管理者等監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第5項及び第7項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第3号の規定により実施する監査

2 監査の対象

- (1) 指定管理者 コニックス株式会社
- (2) 公の施設 おかざき自然体験の森
- (3) 所管課 環境部環境政策課

3 監査の実施期間

令和6年10月23日～令和7年4月30日

4 監査の対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

5 監査の着眼点

公の施設の指定管理業務に係る出納その他の事務の執行が法令等に適合し、当該公の施設の設置目的に沿っているかについて監査した。

6 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、マネージャー及び部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

7 指定管理業務の概要

- (1) 業務の内容
 - ア 運営業務
 - イ 施設の維持管理業務

ウ 環境教育・自然体験事業に関する業務

エ その他業務

- (2) 指定方法 公募
- (3) 指定管理料 29,127,491円（令和5年度）
- (4) 指定期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

8 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、当該公の施設の設置目的に沿って適正に執行されているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。

- | |
|---|
| 1 施設の利用の承認に関する業務において、利用料金の決定に係る承認手続を行わずに金額の定めをしていたため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。 |
| 2 事業報告書に記載された収支状況について、次のとおり不備な点が見受けられたため、市と指定管理者双方において、適正な対応をされたい。 <ul style="list-style-type: none">(1) 指定管理業務と自主事業の明確な位置付けと区分が行われておらず、自主事業を含めて報告されていた。(2) 収入及び支出について、金額が誤って報告されているものがあつた。また、市はその内容の検証を十分に行っていなかった。 |